

令和元年5月28日 公告分

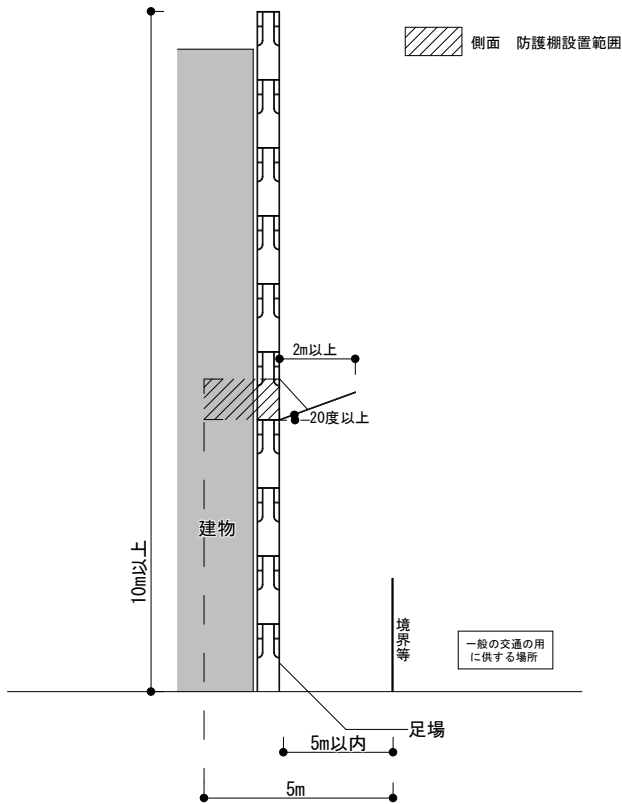
「(仮称) 北部こども相談センター建設工事」

○設計図書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
特記仕様書 2章 仮設工事 6. 災害防止等 建築工事用シート等の設置及び防護柵の設置 について訂正	特記仕様書のとおり	特記仕様書のとおり
仮設特記仕様書【防護柵】について削除	仮設特記仕様書のとおり	削除

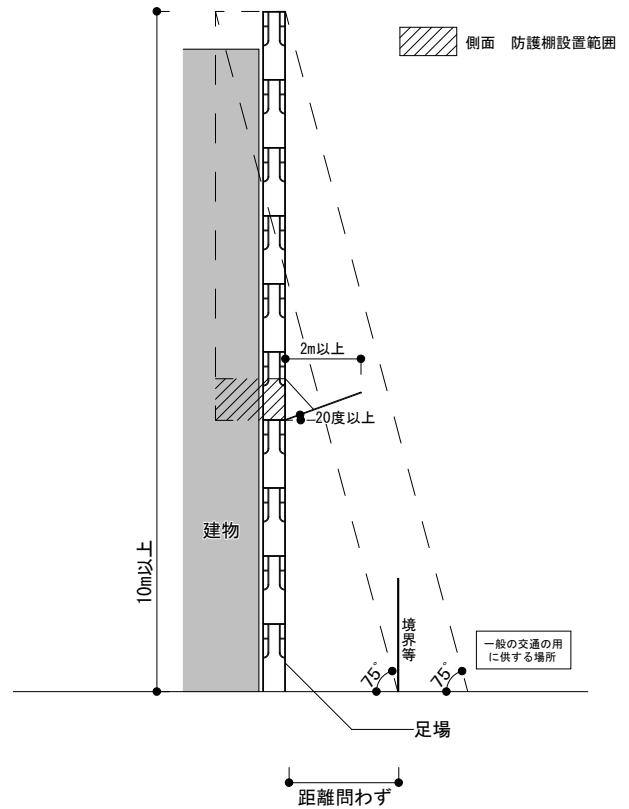
仮設特記仕様書【防護棚】

①通常の設置方法（水平距離5m以内）



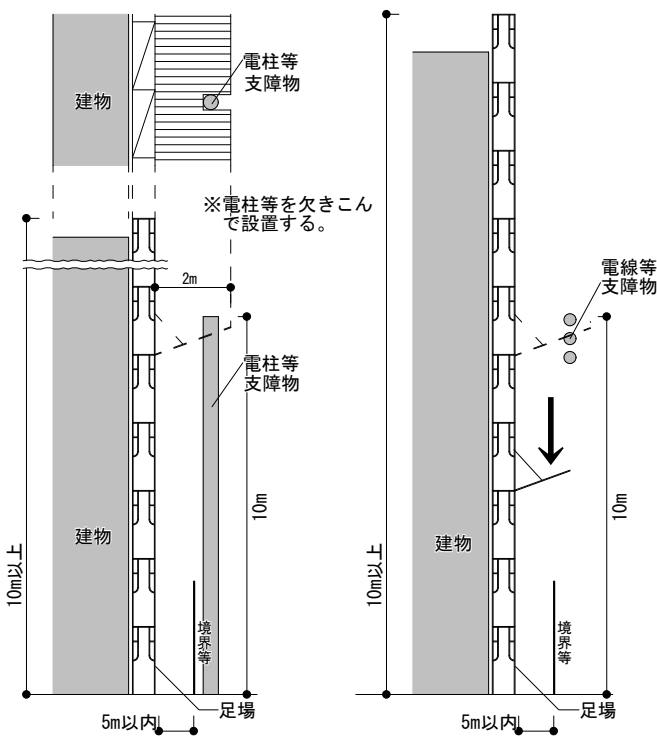
10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

②通常の設置方法（ふ角75度）



10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

③建築工事公衆災害防止対策要綱に定める設置基準を満たすことができない場合



上図のように防護棚を欠きこんで設置できない場合は監督職員との協議による。

注記

- ・①又は②のどちらかの場合でも防護棚を設置しなければならない。
- ・①及び②のどちらにも該当する場合、防護棚の回りこみ設置範囲は、①及び②で範囲が広い方を設置範囲として設定する。
- ・施工範囲は施工計画書を作成し、監督職員の確認の上決定すること。
- ・一般の交通の用に供する場所とは、工事関係者以外の者が容易に立ち入れる場所の事をいう。